

令和3年第2回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和3年5月7日（開会）

令和3年5月7日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（5 月 7 日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 副市長就任挨拶	4
1. 執行部紹介	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	5
1. 報告第 2 号～報告第 4 号 一括上程	6
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 32 号 上程	1 1
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 33 号～議案第 41 号 一括上程	2 3
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 42 号 上程	2 5
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会構成	2 5
1. 日程追加の件	2 6
1. 議長の辞職について	2 6
1. 日程追加の件	2 6
1. 議長の選挙について	2 6
1. 新任議長挨拶	2 8
1. 日程追加の件	2 9
1. 副議長の辞職について	2 9
1. 日程追加の件	2 9
1. 副議長の選挙について	2 9
1. 新任副議長挨拶	3 2
1. 各常任委員の選任・議会運営委員の選任について	3 2
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	3 2
1. 桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任・国道整備促進特別委員会の委員 の選任について	3 3
1. 桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結	

果報告	3 3
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	3 3
1. 閉 会	3 4

令和3年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	・	7	金	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案等上程（報告、説明、質疑、表決）、各常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の委員の選任、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第16号））
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第32号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第2号） 案
- 議案第33号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第34号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第35号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第36号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第37号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第38号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第39号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第40号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第41号 垂水市農業委員会委員の任命について
- 議案第42号 垂水市監査委員の選任について
- 各常任委員の選任について
- 議会運営委員会の選任について
- 桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について
- 国道整備促進特別委員会の委員の選任について
- 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

令和 3 年 第 2 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 3 年 5 月 7 日

本会議第1号（5月7日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年5月7日午前10時00分開会

△開 会

○議長（篠原静則） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△副市長就任挨拶

○議長（篠原静則） ここで、副市長の挨拶のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○副市長（益山純徳） 皆さん、おはようございます。発言のお許しを頂きましたので、本会議の場で改めて一言御挨拶を申し上げます。

私は、さきの3月議会におきまして、議会の皆様から格別の御高配を頂き、選任に同意する旨の議決を賜り、そして、4月1日付で副市長を拝命しました益山純徳と申します。よろしくお願いいたします。この副市長職は、私にとって大変な役回り、大役でございます。就任後1か月余り経過いたしましたけれども、日々その責任の重さを感じているところでございます。元より微力ではございますが、県職員としての経験や民間のシンクタンクへ出向した経験も生かしながら、尾脇市長を補佐し、垂水市政発展のために全力を尽くしてまいります。議員の皆様におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

△執行部紹介

○議長（篠原静則） 次に、去る4月1日付定期異動により、課長等に異動があり、紹介のための発言の申出がありますので、順次これを許可いたします。

○福祉課長（篠原彰治） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長を拝命いたしました篠原彰治でございます。よろしくお願いいたします。

す。

○教育総務課長（野村宏治） おはようございます。4月1日付で教育総務課長を拝命いたしました野村宏治でございます。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（米田昭嗣） おはようございます。社会教育課長兼図書館長兼文化会館長兼運動公園長兼務国体推進課長を拝命いたしました米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。市民課長を拝命いたしました松尾智信でございます。新城支所長と牛根支所長を兼務しております。併せまして選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（紺屋昭男） おはようございます。生活環境課長を拝命しました紺屋でございます。よろしくお願いいたします。

○監査事務局長（福島哲朗） おはようございます。監査事務局長を拝命いたしました福島哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計課長（港 耕作） おはようございます。会計管理者兼会計課長を拝命いたしました港です。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を

議題といたします。

去る4月30日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致をみております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和3年2月分、3月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました令和3年第1回定例会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス関連につきまして、御報告いたします。

まず、本市における発生状況等についてでございますが、5月1日、2月10日以来となる本市70例目、60代男性の感染が確認されております。感染に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い御回復を願っております。

次に、去る3月29日には、高齢者施設におけるクラスターの発生等を防止するため、ウイルスを持ち込まない、広げない対策の研修会を市内の全介護事業所に対し実施したところでございます。

また、市民等を対象としたPCR検査費用等の一部助成につきましては、本年度も引き続き実施したいと考えております。本日の臨時会に補正予算を上程させていただいております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして、御報告いたします。

優先接種となる65歳以上の高齢者に対しましては、接種券の郵送を先月9日までに完了し、接種予約の受付を12日から市内の各医療機関において開始したところでございますが、垂水中央病院におきましては、予約開始初日に接種を希望する方が、同病院に割り当てられたワクチン数を超過してしまったことから、受付初日に予約を終了したところでございます。

市民の皆様や、各医療機関におかれましては、御心配をおかけしたところでございます。次回の接種予約に当たりましては、今回の事例を踏まえまして、予約を受け付けるコールセンターの設置など、予約や問合せに関する改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、ワクチンの接種スケジュールについてでございます。先月27日からコスモス苑など一部の高齢者施設において接種を開始したところでございます。また、本日から、市内の医療機関において、予約された高齢者への接種も開始しております。ワクチン接種に関しましては、国等から情報が得られ次第、速やかに広報誌やチラシ等により、市民の皆様へ情報発信を行ってまいります。

次に、新型コロナ関連以外の事項につきまして、御報告いたします。

まず、庁舎建設関連について御報告いたします。

これからの庁舎の在り方を検討する上で必要な本庁舎、別館、消防庁舎の耐震診断につきましては、先月16日に入札を行い、耐震診断を行う事業者を決定したところでございます。耐震診断の進捗状況につきましては、必要に応じ、議会への報告を行ってまいりたいと考えております。

また、新たな外部検討委員会につきましては、市民目線による多様な意見を反映し、専門的・

総合的な検討が行えるよう、現在、委員の選任を進めており、本日、本議会終了後に公募委員選考のための委員会を開催することとしております。

外部検討委員会につきましては、速やかに第1回目の委員会を開催し、議会の皆様に御報告したいと考えております。

次に、水産商工観光関係について御報告いたします。

スポーツ合宿につきましては、2月から3月にかけて、鹿児島実業高校、鹿児島高校サッカー部、プリジャール福岡FC、加計高校芸北分校テニス部の合宿が行われたところでございます。

また、県内の高校生、大学生20チームが参加したサッカー大会、第3回がんなが杯が開催され、選手、関係者、保護者など多くの方々に本市にお越しいただいたところでございます。コロナ禍ではありましたが、合計7団体、滞在延べ人数は約640人を数え、本市にとりましては大きな経済効果の一つになったと考えております。

道の駅たるみず湯つ足り館、森の駅たるみず及び猿ヶ城活性化施設につきましては、4月1日から新しい指定管理者による施設運営がスタートしたところでございます。

道の駅たるみず湯つ足り館におきましては、リニューアルオープン式典並びに16周年記念創業祭が先月18日に開催され、抽せん会や地元特産品販売が行われたところでございます。

先月2日から4日の3日間、福岡空港において、日本航空主催により、九州産鮮魚のテスト販売といたしまして、同空港内のJALUXの店舗で、垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」の販売が行われたところでございます。今回は、JALのふるさとプロジェクトの一環で企画されたものであり、国内の空港内にある店舗では初めての鮮魚販売であることから、今後の展開

に期待が持てるものと考えております。

次に、学校教育関係について御報告いたします。

先月6日には、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、各学校において入学式が行われ、小学1年生85人、中学1年生86人が新入生として、希望を持って各学校の門をくぐったところでございます。各学校におきましては、教室の常時換気やマスクの着用、うがい、手洗い等を徹底するなど、集団感染防止に向けた様々な取組を行った上で、令和3年度の教育活動が進められているところでございます。

また、先月9日には、新任・転入教職員29人の宣誓式が実施されたところでございます。本年度、新規採用された垂水小学校の渡邊教諭による宣誓書の読み上げや、垂水中央中学校の亀山校長による代表挨拶のほか、各学校の教職員や教育委員、教育委員会事務局職員の紹介が行われたところでございます。

式に参加された先生方におかれましては、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供たちの育成のために、新たな風を吹き込み、御尽力いただきたいと考えております。

以上で、終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第2号～報告第4号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第2号から日程第6、報告第4号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第16号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第1号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

特別交付税及びふるさと応援寄附金の確定に伴い、令和2年度内に行う各基金への積立てに急施を要しましたので、令和3年3月31日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第16号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、令和2年度の特別交付税の交付額の確定やふるさと応援寄附金の見込額の増加に伴い、確定額等に合わせまして、歳入を増額し、各基金の積立金に予算措置したものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の補正も同時に行うものでございます。

今回、歳入歳出とも2億6,043万9,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、150億3,535万6,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費の追加でございますが、2款総務費1項総務管理費のPCB安定器廃棄物処理委託は、国が定めた処理業者が九州に1か所しかなく、令和2年度が処理期限の最終年度となることから、処理業者への委託総量が急激に増加したことに伴い、年度内の受入れが困

難となったため、繰越しとなったものでございます。

10款教育費2項小学校費の市内小学校空調設備改修工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、学校施設の利用制限に伴い、一般事業者等の立入りを制限していたこと、また、GIGAスクール構想に伴う垂水市小・中学校ICT環境整備事業及び電源キャビネット設置事業との調整に不測の日数を要したことにより、繰越事業となったものでございます。

次に、地方債の補正についてでございますが、5ページの第3表を御覧ください。

追加の内容でございますが、減収補填債は、年度途中の減収に対して減収を補填するための特別の地方債となりますが、令和2年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目が減収補填債の対象税目に追加され、本市におきましても、法人税割、たばこ税、地方揮発油譲与税の減収及び地方消費税交付金の徴収猶予等に伴う減収を補填するために限度額を設定するものでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

9ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金及び財政調整基金への積立金でございます。

同じく18目ふるさと納税制度事業費の積立金は、ふるさと応援基金への積立金でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして8ページの歳入明細にありますとおり、特別交付税、ふるさと応援寄附金、市債を増額補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

国の子育て生活支援特別給付金の支給に急施を要しましたので、令和3年4月6日に、令和3年度垂水市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1,214万8,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は109億1,414万8,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、独り親子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして、6ページの歳入明細にありますとおり、全額国庫支出金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（橋圭一郎） 報告第4号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

令和3年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、令和3年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めよう

とするものでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、令和3年度の地方税制の改正に伴う文言修正が主で、地方税法の改正に併せて条例を整備するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げますが、今回の一部改正の主要な改正につきまして、御説明申し上げます。

まず、条例改正第1条において、新旧対照表1ページ先頭の第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書第4項の改正で、ネットワークを介する情報連携等の電磁的方法による給与所得者の扶養親族に係る申告が、これまで所轄税務署長の承認を経由した上で報告することを義務づけられておりましたが、税務署長を経由することなく直接本市へ報告することができるよう改正するものでございます。

中段の第36条の3の3、公的年金受給者の扶養親族申告書につきましても、さきの給与所得者と同様に、所轄税務署長の承認を必要としないものでございます。

下段の第53条の8、特別徴収額第1項につきましては、数年前から退職手当等に係る分離課税個人住民税につきましても、特別徴収できるものとなっておりますが、退職所得申告書の定義に係る規定を整備するものでございます。

裏面の2ページを御覧ください。

第53条の9、退職所得申告書第3項につきましては、さきの第36条の3の2の説明と同様に、退職所得申告書を電磁的方法により報告する際は、所轄税務署長を経由することなく、本市へ報告することができるよう条項を追加し、前条の第53条の8の規定を補完するものでございます。

第4項につきましては、法律改正に伴う字句の修正でございます。

下段、第81条の4、環境性能割の税率につきましては、法第451条の規定により、ガソリン

軽自動車のうち3輪以上のものに課する環境性能割の税率を、同条第4項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車の規定に基づき準用し、または第5項の令和2年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車を準用することを追加規定するものでございます。

以降の附則につきましては、法律改正に伴う字句及び条例の項ずれ、適用規定の廃止、4ページ以降は、租税特別措置法の適用期限の延長により、対象期限を規定しております。

8ページから9ページにかけての第16条各項の軽自動車税の特例において、令和2年度分の軽自動車税の種別割の文言を廃し、第6項から第8項においては、本年4月1日から令和5年3月31日までの間に車両登録した軽自動車についての適用事項について追加規定しております。

条例改正第2条につきましては、新旧対照表の11ページからとなりますが、いずれも法及び条例の項ずれや、改正に伴い不要となる文言の整理等でございます。

以上で、垂水市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 専決処分なので、確認だけさせていただきたいのですが、報告第2号で先ほど説明がありまして、基金への積立て等含めて運用が示されたのですが、結果的に繰越金、繰越しですね、繰り越す金額、次年度へ繰り越す金額はどのくらいだったのかということが、全体としてお聞きしたいということと、あと、減収補填債、限度額の設定ということが言われましたけども、いろいろ調査をした結果、さっき示された消費税等含めての中身だったと思うのですが、一つは、どんなところに大

きな影響があったのかということと、この限度額を超えるような事態があった場合には、新たなそういう対応、国の補填、減収補填債というのは可能なのかなのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、報告第3号、これも前回で議論したのですが、あのおときも課題が幾つか残っていたと思うのですが、その課題と対策というのは問題ないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○財政課長（濱 久志） まず、繰越金の額ですが、現在、出納整理期間となっておりますので、繰越額がまだ確定しておりません。見込みとしては、すごく繰越しは出てくるとは見ているのですが、額が確定していないところでございます。

それと、減収補填債につきましてですが、今回予算計上しております減収補填債は3,967万2,000円、限度額として計上しております。実際借り入れる見込額につきましては、2,016万1,000円の限度額を設定した時点よりも減収額が減ったということで、借入額は下がっております。

もうこの額につきましては、減収額で県のほうが算定しておりますので、これから増えるということはございません。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○福祉課長（篠原彰治） 先ほど課題と対策ということで御質問がありましたが、対象者につきましては、該当者となり得る方については、既に通知済みでありまして、その後、申請があり次第、該当するかどうかを決定いたしまして、支給する予定でございます。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 減収補填債の算定の中で、どこに影響があったかという御質問ですが、一番影響があったのが地方消費税交付金で

ございます。額にしまして1,062万4,000円減収になったというところでございます。

以上です。

○持留良一議員 報告第2号のところの関係なのですが、先ほど出たとおり、財政調整基金に1億7,500万ですと、基金に積み立てますよという、出ているのですが、僕らが一般的に知り得るのは、その剰余金の2分の1を基金に充てるとか、それを繰り越すとか、今、その法律の関係がこちらの中には出てくるのですが、この根拠はどこから出てきたのですか、1億7,553万6,000円。

○財政課長（濱 久志） 本来、財政調整基金の積立金というのは、前年度繰越金の2分の1を積み立てるということで、3月補正でその2分の1については予算計上しております。

今回、特別交付税の交付額が確定したということで、財政調整基金の減収している部分について、できるだけ積立てをしようということでも積み立てたところです。

そのほか、市有施設整備基金に5,000万積み立てるということで、収支の均衡を図ったということでございます。

以上です。

○持留良一議員 その理屈からいうと、ある程度その繰越し、剰余もしっかり見据えた形で組み立てないと、この根拠は僕らも理解できない部分がある。当然、今後その関係でこれからまた若干増えてくると、また基金に積み立てようかということもあり得るのでしょうか、冒頭、その説明のときに、その辺りのことも含めてきちっと説明していただかないと、僕ら単純に考えますので、そうすると剰余金の2分の1以上さらに積んだのだらうとか、いろいろ様々そういう疑問が出てくるわけです。そうすると、やっぱりそういう疑問とか解消するために、きちっと当初そういう形で説明していただいて、確かに3月議会でもありましたけども、

そういうところの関係において、こういう形で整理していかないと納得できない部分も出てくるのではないかなというふうに思います。だから、今後はぜひそういう根拠も含めてしっかり説明していただきというふうに思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○前田 隆議員 特別交付税が確定したということで、当初予算より1億8,000万ぐらい多かったのですかね。その部分を市有施設整備基金と財政調整基金に積み立てたということで、5,000万と1億6,000万は分かります。最終の総額は幾らになるかだけお聞きしたいと思います。

○財政課長（濱 久志） まず、財政調整基金でございますが、令和2年度の積立て見込みは11億1,400万程度になる見込みでございます。市有施設整備基金ですが、18億5,400万になる見込みでございます。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号から報告第4号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号から報告第4号までの報告3件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件は承認することに決定しました。

△議案第32号上程

○議長（篠原静則） 日程第7、議案第32号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱久志） 議案第32号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の主な補正は、国及び本市独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る増額補正でございます。

今回、歳入歳出とも8,291万8,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は109億9,706万6,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、債務負担行為の補正についてですが、4ページの第2表を御覧ください。

追加の内容でございますが、令和3年度当初予算に計上しております垂水市立学校給食センター調理・配送業務委託につきまして、受託業者が従業員の雇用を安定的で継続的に確保するために、令和3年度からの3年契約を行うため、令和4年度から6年度までの債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

8ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の委託料から扶助費は、令和2年度補正予算（第13号）においても予算計上いたしました新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱えているにもかかわらず、行政検査の対象とならなかった市民等を対象として、医療機関で行うPCR検査費用等の一部を助成するものでございます。

次に、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費の需用費、役務費、負担金、補助及び交付金の持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により出荷量が減少し、大きな影響を受けている市内水産業者で、令和2年12月から令和3年4月のうち、前年または前々年の同月比で売上げが20%以上減少した月が一月以上ある事業者に対し、1事業者5万円を持続化給付金として給付することにより、事業の継続を下支えするものでございます。

同じく水産物給食食材供給事業補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、出荷量が減少している本市の特産品であるカンパチ、ブリを学校給食へ供給することにより、児童生徒への魚食普及活動と水産業への理解を深めてもらうことで、家庭での消費喚起による販売促進を図るもので、令和3年6月から令和4年3月の8月を除く期間、毎月カンパチ、ブリを学校給食用の食材として利用してもらうものでございます。

同じく水産物PR販売促進対策事業補助金は、本市の観光拠点施設及び漁協直営店舗と連携し、カンパチ・ブリ井の販売に向け、原材料の供給を行うことで、新たな集客による消費拡大を図るもので、観光拠点施設2店舗では、毎月1回とイベント時に限定200食を、漁協直営店舗では、毎月1回、限定40食をカンパチ・ブリ井のテークアウトとして販売を行うものでございます。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費の需用費、役務費、負担金、補助及び交付金

の持続化給付金は、先ほど水産業振興費でも御説明いたしましたものと同様、垂水市に事業所を有する商工業者を対象に、令和2年12月から令和3年4月のうち、前年または前々年の同月比で売上げが20%以上減少した月が一月以上ある事業者に、1事業者5万円を持続化給付金として給付することにより、事業の継続を下支えするものでございます。

同じくプレミアム付商品券事業補助金は、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響による景気の低迷に対する地域経済の活性化、地方消費の拡大に資するため、プレミアム率100%のプレミアム商品券を発行することに要する経費で、全世帯を対象に1世帯当たり1万円の商品券を5,000円で販売するもので、子育て世帯については上限を2セットとし、昨年度同様、各事業所の事業落ち込みを考慮し、商工会会員の手数料1%についても市で負担することとしております。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの歳入明細にお示ししてありますように、全額国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これ

から質疑を行います。

質疑はありませんか。

○北方貞明議員 僕の解釈が悪いのか、答えがちょっと分からなかったもので、もう一遍聞きます。

水産の補助金で、300万補助が出ているわけなのですが、これは、なぜ、どういう形で出たのか。僕の考えでは、例えばどんぶりが1,000円としました、例えば。それで、通常は1,000円だけど、500円ぐらいで販売して、それを補う金額なのか、これだけの予算がついたのか、補填ですから。

それでも一つ、カンパチ・ブリ井というのは、半分ずつ入っているわけですよ、と僕は解釈するのですが、それで、桜勘10食というのは、この中にもブリは入っているのですか。そこ辺をお願いします。だから、300万の根拠を教えてください。

○水産商工観光課長（大山 昭） まず、ブリ・カンパチ井につきましては、通常価格といたしましては、恐らく1,000円相当の価格だろうと推測しております。この販売価格を500円にすることにより、水産物の購入を市で購入いたしまして、両道の駅、桜勘食堂に提供する形になります。

事業的には何が必要かとなりますと、御飯代と容器代を事業者が負担いたしまして、500円の収入が得られると。それによって人を増やして、両道の駅、桜勘食堂の来場者も増やして、また売上げも増加を図るとというのが一つの考え方でございます。

また、先ほど言われました桜勘食堂につきましても、両道の駅につきましても、カンパチ・ブリ井ということで、半々の数量をのせておりますので、どこの店で、店舗で買われても同じものだというふうな理解でございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございません

か。

○森 武一議員 すいません、何点かお伺いさせていただきます。

先ほどの全協のところで、PCR検査について、感染拡大を、拡大期において拡大を防止するために実施するというので、拡大していない、感染が進んでいない段階においては、あまり意味は持たないのではないかとということで御説明いただいたかと思えます。

今回、市民生活、経済活動を行うにおいて、PCR検査をして安心安全を持って活動を進めていくということも、目的の一つだと思うのです。

今回、変異ウイルス等が大都市等で流行しているという現状において、これは流入防止というところの観点というのは必要なのではないかと思います。まず、その観点がどうなっているのかというのが1点で、今回、助成額が1人1回限りということになっているかと思えます。

先ほどの全協のところでも出てきたかと思えますが、法事等で県外に出るといときには、まず出るときに1回で、帰ってくるときに持ってこないかというところでの1回というところが必要であったりとかするかと思うのですが、回数的なところがこれが十分なかということをお伺いできればと思います。

あと、地域経済についてちょっとお伺いできればと思うのですが、地域経済の落ち込みがあるから、それを挽回するために、支えるために持続化給付金であったりとか、プレミアム付商品券を行うということの御説明だったかと思うのですが、今回のこの補正予算において、垂水市の地域経済がどの程度落ち込んでいて、それを支えるだけの十分な額になっているのか、十分な政策になっているのかということをお伺いできればと思います。

もう一点が、プレミアム付商品券についてな

のですが、昨年も100%のプレミアム付をやって、今年度もまたやると。これまでであれば、通常20から30%程度のプレミアムだったかと思うのですが、これがもう2年間続いてくるようになったときに、また来年度、新型コロナが収まった後も100%のプレミアムを望むというような声が出てくるのではないかと、そこを危惧するところがあるのですが、そこに関する考え方をお伺いできればと思います。

○保健課長（草野浩一） 2点あったと思えますが、まず1点目の検査するに当たって、流入防止の観点があるのではないかと御指摘でございますが、まず、新型コロナウイルスの症状というのは、御存じのとおり、症状が出る方と無症状の方がいらっしゃいます。無症状の方に対してどうするかというところでございますが、ここが、市に限りなく財源があるのであれば、独自で全員、頻りに検査をすれば、無症状の方も検査をして、しっかり感染が分かると思いますが、どこまでするかということをお考えますと、やはり財源がない部分で、限られたところで市の対策はどうするかということで、先ほど全員協議会で申しましたとおり、市で感染が発生したときに、当然、市中感染のおそれがあるということで、感染の不安を抱えている方に対して検査をしますよと。そういった症状のある方、接触者、濃厚接触者に関しましては、所管の保健所、県等でしっかりと行政検査を行って、そこでしっかり感染症を捕まえるという考え方になるかと思えます。

ですので、流入防止の観点ということに関しましては、なかなか市ですというのは難しいというふうに考えているところでございます。

次に、回数の問題でございますが、取りあえず、先ほど森議員が申しましたとおり、法事等で行かれる方も、1人1回原則ですので、当然、使用できると思えますので、そういった不安を感じている部分に関しては、そういうふうに利

用できるかと思いますが、例えば会社等で頻繁に出張される方等がいらっしゃる場合には、それを果たして市がするべきか。1回、2回、3回と検査を受けられたときに、そういった業務でする部分に関して、市が対策をするべきことなのか、それとも会社で当然するべきことではないかという、いろんな考え方がございますので、取りあえず原則1回という形でさせていただきました。

その中で、集団感染が市で発生したとか、市内で感染が蔓延している場合につきましては、状況が発生したときには、関係課及び市長、副市長と相談しながら、2回目ができないかという形で相談して、検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 垂水市の商工業、観光業、水産業、地域経済につきましては、我々もできる範囲内で、関係機関と一緒に情報共有しております。

議員がおっしゃいますように、なかなかまだ売上げは現状回復していない、これが現状でございます。しかしながら、全てのものを支援するかというのは、予算的なものも考えますとなかなか厳しい、これも御理解いただきたいと思っております。

その中でも必要性があるものということで、医療機関と話をした中で、今回の対策として計上したわけでございます。

しかしながら、今後もこのように続く中であれば、またいろんな対策、必要性のある対策については、関係機関と情報共有しながら、また検討していかなければならないということは、理解しているところでございます。

また、100%のプレミアム商品券につきましては、昨年12月に実施いたしまして、2回目ということでございます。

今回は、同じ100%ではありますけれど、額

にいたしましては年末の1万円から半額の5,000円のプレミアム額になります。今後につきましては、景気回復し、元に戻るようであれば、当然、従来の20%で実施すべきだというふうに私も考えておりますことから、今後の状況を踏まえた上で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すいません、先ほどの御答弁のところでお聞きしたいところがあるのですが、流入防止に関しては、市のほうでやるのが難しいということでの御答弁だったかと思うのです。流入防止が難しいとなった場合でも、変異ウイルスの感染力が高いという現状を踏まえた上で、ここをどのように早期に発見していくのかという視点が大切になってくるかと思うのですが。そうなってきた場合に、流入防止が難しいというのを踏まえた上で、そこら辺に関しての考え方、方策というのが何か、どのようにやっていくのかというのを伺いできればと思うのですが。

○保健課長（草野浩一） ここに関しましては、基本的な感染対策、防止を取りながらしていくという形になりますので、国の水際対策と同じような考え方になるかと思いますが、なかなかその症状もない中で、市がどのような対策を取れるかということに対して、全員検査してくださいねという形で言われたときに、当然、賛同されて検査をされる方もいらっしゃると思いますし、また、感染結果が怖くて検査をされない方も当然出てくるかと想像されますので、先ほど言いましたように、市がどこまでできるかというのは、今後、国、県の動向を見ながらまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

○持留良一議員 それでは、区切って伺いたい

と思います。

まず、PCR検査の助成への取組、私は、この取組は一步前進だっただろうと。今回も引き続き4月1日から続けられるということで、ある意味では非常にいいのですけども、ただ、その中身、ここに慶應義塾大学が自治体新型コロナ対応分析というのをやっています。なぜ島根、鳥取で死者や感染者が少ないか、そして、なおかつそのことによって経済の回復にいち早く取り組まれているというのは、鳥取は検査を多く行って、感染者を早期発見することで感染拡大を防止したということで、第1波以降は経済的にも回復していることが伺えると、島根は死者が出ていないと、検査を。だから、その全てとか言うけど、どういう形でやるかというのは、いろいろ方法論はあると思うのです。どんな形でやるか、そういう意味では、この検査が無駄でないということは明らかだと思うのです。

この間、国はPCR検査を、多くの擬陰性が生じる、感染抑制にもかえって医療体制を圧迫すると、こういう形で、誤った形で地方自治体にも流しましたよね。その形で、課長もそういう答弁をされてきたというふうに思います。

しかし、実際は、結果がそのことを、逆にそうではないのではないかということをお訴えていると思うのですが、だから、要はどういう形で検査をやっていくかということ。

一つお聞きしたいのは、前回と違う点。3月までのところで、様々な教訓があって、当然どういう対策を取っていくかということが出てきたと思うのですが、私なんかは特に高齢者・障害者施設定期検査、これを新たにやっぱりきちんと、これがそのクラスターで発生した教訓だろうと、最大の教訓だろうと思います。もうクラスターが発生したら、多くの方が関係してくるということで、また莫大なお金もかかるということにもなるかと思う。だから、そのところで教訓を生かして、どういう形で無症状

の方への検査対象を広げていくのかというのが。

2点目は、クラスター対策です。先ほど言いましたとおり、クラスターの教訓は何だったのか、なおかつ防ぐために何が必要なのかということで、これは、南日本新聞が、この前、4月23日付で掲載したものです。「闘い続く ついのすみか」ということで、ここの担当者が言われているのは、完全にすることは難しいと痛感したけども、早期発見には定期的な検査が重要で、費用も含めた行政支援が必要だということをおっしゃっているわけです。いわゆる社会的検査を、そういう施設等も含めて行政もやっていくということが全部と思うのですが、ここでのそういう教訓と方向性というのはないのか。頻回に、やっぱり職員、関係者、事業者も含めて定期的に行うことは検討されなかったのか、お聞きしたいと思います。

それと、2点目が持続化給付金の問題なのですが、先ほど言ったとおり水産業者、前回との関係も含めて、きちっと教訓なり生かされているのかどうなのか。そういう意味で、課題はこの点で克服されるような中身なり、そういう事業者、しっかりと支援できる中身になっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、プレミアム商品券なのですが、プレミアム商品券は一体誰のための対策なのか。これも、やっぱり南日本新聞が書いているので、「記者の目」というところで。この方は、プレミアム商品券は多くの方に配布したほうがいいということで、視点を書いています。それは、やっぱり今、困窮していると、その視点は何なのかということ。生活の視点が大事だと、そこがきちっと生かされるような中身になってきているのかということをおっしゃっていると思います。

この点について、その辺りをきちっと対策として把握されて、なおかつ誰のための対策かと

いうことを改めてお聞きしたいと思います。

それから、商工業者の持続化給付金ですけども、前は県の対策でも事業継続の支援ということで、飲食店の直接取引、それからタクシー運転手、宿泊、旅行業、貸切りバス、レンタカー、様々その中で国の制度を活用して、例えばタクシー関係者は、休暇かな、あれを活用されたりということはあるのですけれども。その中で例えばフリーランス、それから美容室等々を含めて、その辺りまできちっと把握されているのか。今回、例えば成人式で着付けとか、そういうところもあったかと思うのです。だから、そういうところも含めてこの対象期間を考えると、当然、そこも入ってくるのですが、その辺りはきちっと把握された中身になっているのかどうなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） まず、昨年度までと違う点でございますが、昨年度までの実績を踏まえまして、昨年度、20件、3か月でございましたが、その中で、実際窓口を広げたのだけど、なかなか検査をされる方が少ないという現状がございました。その現状を踏まえて、引き続き同様にするという形でしておりますので、実際検査をされる方が増える段階、状況の中で、何が必要なのかというふうに考えていきたいと思っております。

先ほど、島根のお話をされましたが、そこは、県のほうが主導になってそういった検査のほうをしていくというシステムでございますので、やはりこの検査をするに当たって大きな問題というのは、やはり財源の部分が大きな部分でありますので、先ほど森議員のときにも言いましたけど、市として限られた財源の中で何ができるかという形で、そうした観点の中で、いろいろ議論した中でこの形を取らせていただいた形でございます。

次に、クラスター対策の教訓でございますが、

先ほどの冒頭の諸般報告でもございましたが、高齢者施設でクラスターを発生させたところで、県の感染症チームが入って、いろいろと改善指導をしていただきました。

その改善指導をしていただいた点につきまして、その施設だけでそのまま継続するというのではなくて、同じ垂水市内でどのような点を指摘されて、どのように変えたということで、全事業所に対して研修会を行いました。

その大きな内容としましては、具体的にはなかなか述べられませんが、確かに基本的な感染対策はしてはおりますが、当然、持ち込まないという対策を中心にしてはしておりますが、当然、無症状の方もいらっしゃるということで、持ち込んでしまっただけで、それをさらに広げないという観点の下で対策をするのだという形で御指導があったところでございます。

なので、当然、感染が広がる場所というのは、職員等の食事の場所、また、喫煙をする場所で、当然、マスクを外してそういう形でいろいろと会話をしたり、食事をするところで広がったということで、そういうところに気をつけていくということが、主な指導の内容になったかと思っておりますので、そのような事例を踏まえて、市内で全事業所に対してしたところであります。

あわせて、この高齢者施設のところは、県内でも先進的事例ということで、県内で呼ばれて、研修会、研修報告をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） まず、持続化給付金でございますが、水産業におきましては、昨年実施した際に、やはり一本釣り事業者で要件に該当されない方々があったことは事実でございます。

しかしながら、その後、両漁協とも話をしながら、対象者としては、やはり組合員全ての者を事業者とすべきであるということから、対象

にしたわけでございます。

また、これは商工業とも全く同じなのですが、要件につきましては、昨年度の前年比20%だけでいうと、昨年度落ち込んでいるところに対して、また20%落ち込まないといけないということが出ますので、今回は前年と、もしくは前々年の2か年の中でいずれか一月ということにしておりますから、広く支援できるものだとして理解しているところでございます。

また、商工業につきましては、いろいろな事業所につきましても、当初、昨年5月に実施したときには、対象となるべきであろうという数字を最初計上いたしました。その後、やはり廃業、新規、重複、様々な状況がありましたことから、精査いたしました。その数字を今回計上しておりますので、全ての対象者、全ての事業者に本市の水産業、商工業の方は、対象になっているものだというふうに思っているところでございます。

プレミアム商品券につきましては、議員がおっしゃいますとおり、我々といたしましては、商工業だけのものではなくて、これは市民の方々にも踏まえた上で、広く購入してもらって、買っていただくということを考えております。

昨年、1万円購入の2万円受取りにしましたけれど、それでもやはり買えない世帯、当然あるということも理解しておりましたので、1万円を5,000円で購入できるという価格にいたしましたので、昨年度の約4,500世帯の方が買われましたけれど、今回は全世帯対象にしておりますから、全ての世代の方が購入できる範囲ではないかというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 検査の件ですけども、確かにそういう方向も考えなきゃいけない点ではあると思うのです。ただ、大事なものは、3月までのと今回ですけども、利用する立場に立ってどう

考えられたのかというのだと思うのです。確かに他市と比較して、そんな見劣りしないよという意見もあったかと思えますけれども、しかし、もっとそういう点では、対策として費用を考えることはできなかったのかというのがあると思う。

例えば、このことによって、広がることによって、広島市の事例ですけれども、10億のPCR検査に対する費用がかかると。しかし、それをやらなければ被害は100億円かかると。どっちを取るのだというような単純な比較論ではないのですけれども、そういう未然に防ぐという、先ほど言われたので、防ぐためには検査を受けやすい環境をきちっと整備していく必要があるのではないか。その点で、やっぱり値段の問題も、もう少し検討として聞く必要があるのではないかというのが、今回のこの無症状検査対象の件なのです。やっぱり、そのところをきちっと検討はできなかったのかというところが一つあります。

2点目は、クラスター対象なのですけども、研修会等で持ち込まないのだということで、研修もやって、他市町村へのいろんなレクチャーも行っているというようなことでしたけども。大事なものは、やっぱりそのところでどう発生させないかというのは当然出てくると思うのです。そのためには、やっぱり定期的な検査をいろんな職員、それから施設で働く人たち、搬入業者、利用者に広げていくと。これを定期的に、月1回でもいいし、月2回でもいいし、きちっとやっていくことがクラスターを抑制する、発生を抑えていくという対策になるのではないか。そこが今、私たちは、この前起きたクラスターでの最大の教訓ではなかったのかと。対策を取ることで、対策の最大のものは検査、これをどうやっていくのか、発生源をどう抑えていくのか、予防対策をどう取っていくのかというのが、観点であったのだらうと思うのです。この点が、

私は、この教訓が生かされていないのではないかなと思いますので、この点をお聞きしたいと思います。

あと、持続化給付金で、商工業の関係ですけれども、範囲をなかなか見えなかったので、改めて取り上げたのですけれども、そういう対象者は先ほど課長が言ったようなところまで広がっていくのだと。

問題は、あと、そういう人たちにどういう情報を提供していくのか、そういう人たちに対してどう現状を、そういう実態だったら利用してもらおうのか。そのことが経営再建含めて支援になっていくと思うのですが、その辺りのところについてはどんな、前回の教訓を生かして今回は考えていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、最後プレミアム商品券ですけれども、さっき誰のための対策かということを行ったというふうに思うのですが、今回、大変工夫もされていると思います。1世帯当たり5,000円で買える、1万円がそれになるということだろうと思うのです。だから、そのためにはどう徹底していくのかというのがあると思うのです、この問題では。ただ単に買ってくださいと、チラシだけではなかなか進まない点もあると。そのためには、やっぱり困っている人たちが救済ができない。その救済という視点を考えたときに、どういう対策が必要なのか、どういう検討をされているのか、この点をお聞きしたいと。

○保健課長（草野浩一） その中身の検討でございますが、確かにこの新たにまた補正予算を上げる中で、中身の検討をさせていただきました。

その中で、一番に、実際に昨年度予算を計上して、件数が当初予想していたよりも上がってこなかったということで、その原因が何だったのかと。検査を受けるハードルが高かったのか、それとも検査を受けるのがなかなか、受けたく

ないという方がいらっしやったのかという部分がありますので、その見極めができなかった部分もありますので、取りあえず垂水で発生した段階を踏まえて、今後もまた検査数が増えるのであれば、そのハードルを下げる意味もあると思いますが、逆に補助額を例えば全額補助するとしたときには、今度は検査を受けるための検査を受けるという形で、安易に検査を受けてくる人も出てきますので、そのことを、ある一定程度のハードルを設けることで、本当に不安を感じている方が検査を受けていただくということも必要なのかというふうに考えたところでございます。そこを踏まえて、取りあえず現状維持というふうに考えております。

先ほど言いました事業者、業者に対しても、定期的に検査ということでお話がございましたが、3月までは県の緊急包括支援交付金という形で、そういった形が受けられる状況でありました。その中で、市内の事業者の方にPCR検査の検査状況を聞いたところ、どの事業所もまだ検査を受けたことがないということでありましたので、そういう検査を定期的に受けられる状況であったにもかかわらず、受けていないというのであれば、まだその必要性は各事業所は感じていないのだろうというふうに感じているところでございますので、現状維持という形で考えているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 持続化給付金につきましては、対象の事業者へ全て郵送で送りますことから、漏れはないというふうに考えているところでございます。

また、最初の1週間を過ぎましてから、全ての事業者へ直接電話するなりして、対象であるか対象でないのか、また、内容について再度周知をしますので、全て漏れはなく周知できるというふうに考えているところでございます。

また、プレミアム商品券につきましては、全

戸配布並びに様々な状況の中で市民に広く周知して、全ての方が買えるような計画は立てているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 最後になりますけども、今、検査の問題も、クラスターの問題も、どうも中身はある意味憶測の、私は、考え方に立って、この問題を捉えていらっしゃる、こうあるのではないかと、こうあるのではないかと。

しかし、そこには、さっき言ったお金の問題等を含めて、心配であれば受けられるわけです。私が聞いた人も、受けようと思ったけど、この値段ちょっと厳しいよねという方もいらっしゃるのです。でも、その方も心配で、自分が鹿児島に行った、どこに行った、すごい心配で自分はどうなのか、自分が感染源になりたくないということで受けたい。受けようと思っても、そういうやっぱり様々な障害があるということがあるわけです。であるならば、やっぱりきちっとそういう形での対応をしていくのが、これまでの、私がさっき言ったみたいに教訓であるはずなのです。

そのことをやって、ある意味憶測で、ああだからこうではないかと、そういう形だけでこの問題を解決するのだったら、私はもう本当に防げないと思うのです。今大事なものは、こういう対策と、当然、ワクチンがまだ遅いですけども、同時並行的な形でやっていく、これが基本原則だろうと思うのです。そういう中で、そういう状況で把握されて、とても憶測という範疇を脱しない限りは、私は、やはり今後様々な感染問題で、今後新型変異ウイルスも出てきますので、そういう点ではきちっとしたそういう検査体制、自主的に含めた範囲を広げていく。

当然、これは、財政的には国が責任を持たなければならない問題だと思うのです。市に限界もあるのは当然だと思うのです。そういう中で、私は余っている3次補正のお金を活用して、そ

ういう対策を取っていくことが、今、これまでの教訓、そして今後の対策、感染防止対策としても重要だと思いますが、最後に市長にお聞きしますが、どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 新型コロナが長期化することの中で、詳細ではなくて全体的に申し上げますと、安全対策をどうするかということと、経済の対策をどうするかということなのだと思います。垂水においては、クラスターが発生して以降、どういう対策を取っていくかと、議員の皆さんからの提案もあり、PCR検査に対する補助ということを実施いたしました。見ていただければ、他市町村の平均よりも額を多くやっております。これは、今、持留議員がおっしゃった憶測ではなくて、現場の皆さんに、先生方とか介護の皆さんとか等ヒアリングをしながらやっている。そして、予算を組んだけれども、それに今達していないという現状もございますので、状況はやっぱり常に変化してまいりますから、それに対してはしっかりと、限りある財源ではありますけれども、何よりも大事なことは安全対策ということでありますから、そこには必要な手当てをしていくということだと思います。

また、経済においても同様に、いろんな影響があるかというふうに思っておりますので、プレミアム商品券に関しても、先ほど森議員がおっしゃった、通常年末に20%程度を1回というのがこれまでの基本的なものであります。

今回で3回目ということでございまして、第1回目、今頃だったような気がしますけども、20%を行って、これには1万円に2万円、プラス、ブリ・カンパチと、さらに持留議員からも御提案があつて、額の問題、購入できない方々もいらっしゃるのではないかと、生活困窮あるいは子育てに困っておられる方というような意見も取り入れながら、今回、5,000円で1万円という形で対象者全てにおいて行き渡るような

対策を準備しているところでございます。

新型コロナ対策、なかなか100点を目指すのですけれども、それぞれの事情がありますので、まず、垂水の全体的な現状を踏まえた中で、大きなネットをかけていながら、個別のものに対しては、今言ったような御意見を踏まえながらこれまでもやってまいりましたし、これで終わるわけではありませんので、安全対策、経済対策ということを念頭に、しっかりと頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

○梅木 勇議員 先ほど全員協議会の中でお聞きしましたが、地方創生臨時交付金の使い道、充当策についてお聞きしたところでしたが、市独自の判断で今提案されているような事業を行っているのだというふうに認識をしたところでございます。それでいいのですね。

それであれば、今ここに提案されている、特に持続化給付金については、水産業者、商工業者というふうに支援をしていくというような事業ですけれども、農業の野菜関係についても、特にハウスのインゲンの価格が低迷をしているというようなことを農家の皆さんから聞いておりますけれども、今回のこの提案で、農林畜産業の生産物に対する支援というのは考えられなかったのかお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） ただいまの質問にお答えいたします。

私ども、常日頃から価格、市況の状況について注視しております。また、農水省のホームページ、それも注視しながら農家の状況はどうかを見ているわけでございますが、現在、外出自粛に伴い、家庭での野菜の消費が伸びております。それに伴って、生産者の方が、安心安全な見える野菜をということで、東京近郊、大都市近郊では直売所の売上げが伸びているよ

うでございます。

現在、うちの野菜の生産額、産出額の7割以上を占めますインゲン、キヌサヤにつきましては、農閑期も、栽培が終わっているところでございます。私ども、昨年の議会でも答弁いたしましたとおり、次期作に取り組む、国の支援事業に取り組んで、支援してまいりました。約2,000万近い支援金を、農家28戸にお配りしたところでございます。

現在のところ、影響は少ないのではないかとこのように見ております。ただし、新型コロナが長期化すればするほど影響は出てくる。また、これから始まります、また秋作、次期作について影響が出るのではないかとこのように思っております。

あと、畜産関係なのですが、新聞等で御存じかと思うのですが、子牛価格の価格は、過去、昨年間で、4月ですか、最高額に達して、以前の価格に戻りつつあります。

また、鶏肉、豚肉についても、やはり家庭での消費が伸びて安定してございます。ただし、先ほど述べましたとおり、長引けば長引くほど影響が出てきますので、いろんな情報を収集しながら注視してまいりたいと思います。

今回は、そのようなことから、事業には至っておりません。

以上でございます。

○副市長（益山純徳） 今の農林課長の答弁に、ちょっと追加させていただきたいと思います。

今、梅木議員からありました、今回、水産、商工あるいは農林関係には、農政、特に農ですね、ないという御指摘がありました。農についても、今回、この臨時会に上げるかどうかという議論は当然ございました。結果的に、現在は上がっておりませんが、市長からも、農政についてのそういう支援というのにも検討するような指示は、従来から頂いておりましたので、今後、その状況等を考慮いたしまして、検討すべきも

のだとは考えております。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

○新原 勇議員 水産物PR販売促進対策事業についてなのですが、これは、昨年も両道の駅、それで桜勘ですか、なっているのですが、これは、ただカンパチ・ブリ丼だけでなく、各市内の食堂関係にも広げるという話はなかったのか。

それとまた、生産業者が直営しているお店もあります。そういうお店は対象にならなかったのか。一つ言えば、内之浦でイセエビの料理やえつがね祭りとあって、いろんなお店が、その時期になれば食べにいけるようになっていきますけども、それをこのカンパチ、ブリも、各食堂でいろんな調理法、ブリかつにしたり、それでラーメンを作っているところもあります。だから、そういうところにもこういう食材を提供して500円でできないかと、そういう話とかはなかったのですか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 販売先でございりますが、そこにつきましても検討してまいりました。

しかしながら、やっぱりネックとなる部分が、販売数を把握できないと。両道の駅と桜勘食堂につきましても、販売数を確定できますし、数量が確保できるものですから、そこで出したのですけれど、ほかのところになりますと、どこで出したらいいのかとか、いろんな店舗が出てくるものですから、その部分についてはやはり3店舗ですべきだということから、漁協ともお話をいたしまして、実施するものでありました。

また、今、議員がおっしゃいましたような、商店街から、うちでも提供してくれということは、今のところ私は聞いておりませんので、またそういったことがあれば、やっぱりいろんな

方法論を考えながら検討すべきであると思いますが、現状につきましては、今、実施はしていないというのが現状です。

○新原 勇議員 確かに個人個人で思っている方が、そんな感じで言われています。

それで、せっかく垂水市にカンパチ、ブリ、大変な出荷量を出しているわけですので、そういういろんな食べ方が垂水に来たらできるのだよという感じのやつをまたつくってもらえたら、商店街としてもまちの中に人が集まるので、よろしいかと思しますので、そういうことも考えてやってください。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、プレミアム商品券は、対象事業者の部分でのぼりを立てていらっしゃると思います。それで、ガソリンスタンドも、これ対象になっているわけですね。ところが、不燃布ののぼりでないと、この間、消防庁の定期検査が入って、これは取ってくださいと、当然そうですね。消防長、それはあなたの指導が正しいわけです。

ガソリンスタンドも、この新型コロナの影響で売上げがぐんと落ちているという話を聞いておりますので、それは、危険物取扱の部分については、不燃布の部分できちんと作ってあげて、売上げを確保するような方策が必要だと思いますので、これ、答弁は要りませんので、要望としておきます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 重要な予算案ですので、先ほどの問題点を整理しながら討論したいというふうに思います。

1つは、被害実態を総合的に把握、健康被害だとか、社会的・経済的被害、社会的弱者被害、やっぱりこういうことがきちっと政策に反映される、これがまず大事だろうというふうに思います。

それから、被害の原因と責任の所在を明らかにして、健康被害の拡大を抑えていく、このことも重要だと思います。そのためには、やっぱりクラスター対策、拡大原因になったクラスター対策、この備え、このことがやっぱり重要だろうと思います。それと、被害者へのケア、補償、生活・経営の維持・再建等への対策も、しっかり取っていかなければならないと思います。

そういう点では、様々、今回の議論でも問題点が、私は明らかになったというふうに思います。

特に社会的経済活動の抑制に伴う経済的損失への補償、生活・経営の支援、本当にこれは十分に把握されているのか、まだまだ十分な実態把握がされていないのではないかなというふうに思います。

それとあと、医療、福祉、教育、物流など、社会的経済活動に不可欠な従事者や機関への支援、社会的弱者への支援、改めて今、各議員からもそのことが指摘をされたというふうに思います。

あと、感染防止対策、終息のための対策、こ

れは、当然国が主導してやらなければならない点ですけども、自治体としてどういうことができるのか、そういった面にやっぱり社会的検査体制の確立、こういうことも大変重要な手だてだし、この点については地域や各機関、企業等も協力しながら取り組んでいく必要があるというふうに思います。

それとやっぱり、当然災害に対する備えや予防の重視、先ほどクラスター対策も言いましたし、それぞれ個人がそういう検査を受けられる環境をつくっていく、このことが必要だと思います。

最後に、やっぱり必要なためには、先ほど課長等からも出ていますとおり、財源が当然必要です。財源の確保をどうしていくのか。今、私たちは、地方創生臨時交付金、その枠の中でやっています。ある意味では、限られた対策になるろうかと思っています。そのためには、やはりその基金の活用等も必要な検討課題として提案し、そのことによって先ほど言いました問題点を把握し、対策を取っていく、このことが重要だろうというふうに思います。そのことが、感染防止と住民の命と雇用、生活を守り、地域の社会的経済を支える重要な中身であるというふうに思います。

そういう点で、この間の教訓、課題等が、十分私は生かされていなかったのではないかと、そういう立場に立って今後運営されることを強く求めて、反対の討論といたします。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） これで討論を終わります。

御異議がありますので、議案第32号は、起立により採決をいたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

それでは、本案を可決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案32号は可決することに決定しました。

△議案第33号～議案第41号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第8、議案第33号から日程第16、議案第41号まで、議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第33号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第34号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第35号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第36号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第37号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第38号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第39号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第40号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第41号 垂水市農業委員会委員の任命について

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第33号から第41号までの垂水市農業委員会委員の任命についてを一括して御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正が、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が、公選制から市長の任命制に改正されました。

つきましては、令和3年5月31日をもって、現農業委員の任期が満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、新たに農業委員を任命することに同意をお願いするものでございます。

議案第33号、池田穰二氏の住所は垂水市柘原3386番地、生年月日は昭和38年3月19日でございます。

議案第34号、村山繁稔氏の住所は垂水市牛根麓2723番地2、生年月日は昭和41年8月12日でございます。

議案第35号、下瀬秀氏の住所は垂水市中俣579番地、生年月日は昭和35年1月5日でございます。

議案第36号、瀬角初美氏の住所は垂水市中俣462番地2、生年月日は昭和36年7月28日でございます。

議案第37号、葛迫巧氏の住所は垂水市浜平1949番地、生年月日は昭和30年9月13日でございます。

議案第38号、重吉伸哉氏の住所は垂水市新城830番地1、生年月日は昭和60年12月27日でございます。

議案第39号、塚田光春氏の住所は垂水市田神156番地7、生年月日は昭和30年1月12日でございます。

議案第40号、永吉浩幸氏の住所は垂水市田神1838番地1、生年月日は昭和39年11月5日でございます。

議案第41号、森千秋氏の住所は垂水市市木279番地2、生年月日は平成2年5月12日でございます。

以上、9名のうち、認定農業者または認定農業者に準ずる者が7名でございますので、同法第8条第5号で定める認定農業者等が定数の過半数を占めなければならない要件を満たしております。

なお、任期につきましては、令和3年6月1

日から令和6年5月31日までの3年間でございます。

また、農業委員の定数は10名でございますが、農業委員候補者となっていた方から、4月13日に辞退届が提出され、それを受理し、現在、農業委員の追加募集を行っているところでございます。

以上で、議案説明とさせていただきます。御同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集を願います。

午前11時43分休憩

午後0時5分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案9件に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

先ほど議題としました議案9件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、先ほど議題としました議案9件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

先ほど議題としました議案9件に対し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第33号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については同意することに決定しました。

次に、議案第34号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については同意することに決定しました。

次に、議案第35号について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については同意することに決定しました。

次に、議案第36号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については同意することに決定しました。

次に、議案第37号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については同意することに決定しました。

次に、議案第38号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については同意することに決定しました。

次に、議案第39号について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については同意することに決定しました。

次に、議案第40号については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については同意することに決定しました。

次に、議案第41号について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については同意することに決定しました。

△議案第42号上程

○議長（篠原静則） 日程第17、議案第42号垂水市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで垂水市監査委員として同意を求められている川畑議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔川畑三郎議員退席〕

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第42号垂水市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

議会選任の監査委員でありました感王寺耕造委員が、令和3年4月30日をもって辞職されたことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるも

のでございます。

選任しようとする方は、川畑三郎議員でございます。住所は垂水市海潟725番地、生年月日は昭和22年1月2日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によるとなっておりますので、令和5年4月29日までということになります。御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思

います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

川畑三郎議員の着席を求めます。

〔川畑三郎議員着席〕

△議会構成

○議長（篠原静則） 次に、議会構成に移りま

す。

ここで暫時休憩いたします。休憩後は副議長と交代しますので、よろしく願いいたします。午後は13時30分から再開いたします。よろしく願いいたします。

午後0時12分休憩

午後1時30分開議

[副議長、議長席に着席]

○副議長（堀内貴志） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、しばらく私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしく願いいたします。

ただいま議長、篠原静則議員から議長の辞職願が提出されました。

△日程追加の件

○副議長（堀内貴志） お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

△議長の辞職について

○副議長（堀内貴志） 地方自治法第117条の規定により、篠原静則議員の退席を求めます。

[篠原静則議員退席]

○副議長（堀内貴志） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（榎園雅司） それでは朗読いたします。

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日

垂水市議会議長 篠原静則

垂水市議会副議長 堀内貴志 殿

○副議長（堀内貴志） お諮りいたします。

篠原静則議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、篠原静則議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

篠原静則議員の着席を求めます。

[篠原静則議員着席]

ただいま議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○副議長（堀内貴志） お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△議長の選挙について

○副議長（堀内貴志） 議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

については、議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合には、議席番号順にお願いたします。

それでは、まず議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○副議長（堀内貴志） 議長の選挙に川越信男議員と北方貞明議員の2名が志願いたしました。

最初に川越信男議員から演壇にて所信を述べていただきます。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 お疲れさまでございます。

それでは、私が立候補するに当たりまして所信を述べさせていただきます。

昨年から新型コロナウイルスの影響により全国的に全ての行動が制限され、特に東京や大阪をはじめとする都市圏では医療崩壊寸前、あるいは既に医療崩壊に陥っている状況であります。

本市におきましても、1月中旬、コスモス苑におきましてクラスターが発生いたしました。しかしながら、本市の新型コロナ対策は、市長をはじめ、コスモス苑の職員の皆様、そして医療従事者の方々の献身的な取組により、何とか収束をさせることができました。これは、我々議員も含め、市民の皆様の感染予防対策に対する適正な判断の下、良識的な取組がなされた結果によるものと考えております。

これから2年は、新型コロナ感染症予防対策はもとより、疲弊してしまった本市基幹産業である漁業や農業、商工業をはじめとして、社会経済の回復を図る施策を実行することが大きな課題であると考えております。かねてから市長が車の両輪に例えられますが、市長と議会の二元代表制の中で、執行部の皆様とあらゆる面で切磋琢磨しながら、市民の皆様が健康で安心して豊かに暮らせる垂水市をつくっていくためにそれぞれの立場でしっかり連携し、公平公正な市民の目線に立った議会運営に努めてまいり所存でございます。

同僚議員の皆様の御賛同をよろしく願います。

○副議長（堀内貴志） 次に、北方貞明議員から演壇にて所信を述べていただきます。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさまです。

議長選に立候補するに当たり、所信を述べさせていただきます。

私は、今、市民は何を求めているか、常に念頭に置いて議員活動をしてまいりました。市民に寄り添い、市民の声を吸い上げることが最も

大事な仕事であり、市の発展、市民の福祉向上につなげていかなくてはならないと思っております。議会においては、執行部局から提案された各施策に対して厳しくチェックし、市民が納得する議決をし、市民に信頼される議会運営をすることが最も大事なことと思っております。議会がチェック機能を果たしてこそ、執行部と議会が車の両輪と言われるゆえんだと思っております。

以上申し上げたことを念頭に、市民に開かれた議会、信頼される議会をモットーに公平公正な立場で議会運営を努めてまいり所存でございます。

同僚議員の皆様方の御賛同をよろしく願います。

○副議長（堀内貴志） 以上で、議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

[議場閉鎖]

○副議長（堀内貴志） ただいまの出席議員数は、14名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（堀内貴志） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（堀内貴志） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副議長（堀内貴志） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1 番議員から順次投票]

- 1 番 新 原 勇 議員
- 2 番 森 武 一 議員
- 3 番 前 田 隆 議員
- 4 番 池 田 みすず 議員
- 5 番 梅 木 勇 議員
- 6 番 堀 内 貴 志 議員
- 7 番 川 越 信 男 議員
- 8 番 感王寺 耕 造 議員
- 9 番 持 留 良 一 議員
- 10 番 北 方 貞 明 議員
- 11 番 池 山 節 夫 議員
- 12 番 徳 留 邦 治 議員
- 13 番 篠 原 静 則 議員
- 14 番 川 畑 三 郎 議員

○副議長（堀内貴志） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（堀内貴志） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（堀内貴志） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川畑三郎議員、池田みすず議員及び梅木勇議員の3名を指名いたします。

ただいま指名されました3名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

開票を行います。

[開票・点検]

○副議長（堀内貴志） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票数のうち

川越信男議員 7票

北方貞明議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、川越信男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました川越信男議員が議長におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長挨拶

○副議長（堀内貴志） 川越信男議員の議長の挨拶を許可します。

[議長川越信男登壇]

○議長（川越信男） ただいま皆様の御支持を頂きまして、議長に就任させていただくことになりました。これまで諸先輩議長が積み上げてこられましたことを一生懸命に学びながら、所信表明で申しましたとおり、今後も市民の皆様に開かれた市民の皆様の目線にかなった垂水市議会となりますよう、精神誠意尽くしてまいりたいと思います。

市長と我々議会は、二代表制の中で市民の皆様の幸福の追求を常に念頭に置く責務があります。当然のことではありますが、諸課題について、是とすべきは是とし、非とすべきは非とし、市政の発展、市民の幸福に尽くしてまいりますので、同僚議員の皆様の温かい御協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長（堀内貴志） ここで新しい議長と交代します。御協力、誠にありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分開議

[議長、議長席に着席]

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の堀内貴志議員から副議長の辞職願が提出されました。

△日程追加の件

○議長（川越信男） お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

△副議長の辞職について

○議長（川越信男） 地方自治法第117条の規定により、堀内貴志議員の退席を求めます。

[堀内貴志議員退席]

○議長（川越信男） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（榎園雅司） それでは朗読いたします。

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日

垂水市議会副議長 堀内貴志

垂水市議会議長 川越信男 殿

以上でございます。

○議長（川越信男） お諮りいたします。

堀内貴志議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、堀内貴志議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

堀内貴志議員の着席を求めます。

[堀内貴志議員着席]

ただいま副議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○議長（川越信男） お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△副議長の選挙について

○議長（川越信男） 副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

については、副議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきます。

なお、2名以上の場合には、着席番号順にお願いいたします。

それでは、まず副議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○議長（川越信男） 副議長の選挙に堀内貴志議員、感王寺耕造議員の2名の志願される方がありました。

最初に堀内貴志議員から演壇にて所信を述べていただきます。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 お疲れさまです。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

先ほど議長が辞職されましたので、私も信任を得るために辞職をさせていただきました。しかしながら、新たな信念を持って継続で副議長の職務をさせていただきたく、立候補する決意をしたところでございます。そして改めて所信の機会を与えていただいたことに心から感謝申し上げます。

私は、平成23年4月の市議会議員選挙で初当

選させていただき、3期目、10年間の経過をいたしました。その間、総務文教委員長、監査委員、また大隅肝属広域事務組合の監査委員などを歴任し、また様々な議会内での経験を積ませていただきました。同志の議員の皆様、そしてこれまで支えていただいた職員の皆様、また支援していただいた皆様にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、我々議員は、皆様御存じのとおり、二元代表制の下、市長と同じように住民の直接請求で直接選挙で選ばれた者であり、それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。そして、地方自治体の中では市長は予算案の提出権や執行権などをもち、議会は監視機能や議決権などチェック機関としての役割を果たすことが重要であります。様々な市政の課題に対する意向を的確に把握し、議員間の闊達な議論を通じ、議員自ら創意工夫を積み重ね、議会改革ということを常に念頭に置き、昨年よりも今年、今年よりも来年に向けて、よりよい方向へ進化することも重要であります。

私が次の2年間で成し遂げたいことが議会のICT化であります。昨年、ICT推進部会が立ち上がり、これまで一般質問等の内容について、ライブ配信のみだったものが今年度から録画配信もされることになりました。議会のICT化を進めることで執行部と連絡調整が充実し、また災害発生時等の議員間の情報共有やさらには市民の多様な意見の集約にもつなげることが可能になります。

また、これまで垂水市議会としての唯一の情報発信源は年4回発行する議会だよりのみでしたが、これに併せてネット上での配信をすることでタイムリーな情報発信が可能となり、そのことで議会として市民の信頼と理解を得る情報源の発信にもつながるものと思います。今後、コロナ禍に合わせてネットの活用、リモート化が一層進んでいきます。今年度、市内の小・中

学校では、1人1台のタブレット配付も決定し、いわゆるGIGAスクールが始まります。このGIGAスクールに乗り遅れることなく、我々議会もGIGA議会を進める時ではないかと考えています。

最後になりますが、私は副議長という立場を生かし、そして議員各位の御協力を得ながらしっかりと議長を補佐し、垂水の稔り生む風として稔り多い垂水市をつくるために全力で取り組むことをお誓い申し上げて、所信といたします。

どうか議員各位の皆様方の御支援をよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（川越信男） 次に、感王寺耕造議員、願います。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 早速でございますが、所信を述べさせていただきます。

二元代表制の下、市長と議会は車の両輪として市長の執行機能に対し、議会ではチェック機能、議決機能を最大限に生かせるように市民に開かれた議会、信頼される議会を構築してまいりたいと訴えてまいりました。このためには議員が専門的な視点を持ち、専任して活動を行うことが必要ではないでしょうか。しかしながら、現在はどうしても議員生活のみでは収入が乏しいことから、若年層が議員への思いはあるものの、立候補に至らず、結果として全国的な地方議員不足へと向かっております。市民の皆様のお理解を頂きながら、議員環境を少しでも改善していきたいと考えております。

また、昨年の新庁舎におけます住民投票により、これまでの計画は白紙となりましたが、現庁舎がこのままでいいとは、議員の皆様も市民の皆様も思っていらっしゃらないと思います。このため議会としても、庁舎の在り方について検討を行うための委員会を新設し、様々な観点から議論を行いながら、議会としてよりよい方向性を提示していかなければと考えております。

そのためにも政策形成過程において市民意見を反映するため、市民生活に直結する重要な行政課題に関しては様々な立場の市民等から意見を拝聴し、議会としての議論に生かすための仕組みとして市政課題公聴会も新設するなど、議会改革も必要ではないかと考えております。

現在、新型コロナウイルスの影響で所管事項調査、県・国への陳情等、十分にできていない状況です。今後、議会活動の充実を図るための体制づくりが必要と考えます。議長を補佐し、議会の活性化を図ってまいりたいと思っております。

どうか同僚議員の皆様の御支援をよろしくお願いたします。

○議長（川越信男） 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（川越信男） ただいまの出席議員数は、14人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（川越信男） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（川越信男） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

[1番議員から順次投票]

1番 新原 勇 議員

2番 森 武 一 議員

3番 前田 隆 議員

4番 池田 みすず 議員

5番 梅木 勇 議員

6番 堀内 貴志 議員

7番 川越 信男 議員

8番 感王寺 耕造 議員

9番 持留 良一 議員

10番 北方 貞明 議員

11番 池山 節夫 議員

12番 徳留 邦治 議員

13番 篠原 静則 議員

14番 川畑 三郎 議員

○議長（川越信男） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（川越信男） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの川畑三郎議員、池田みすず議員及び梅木勇議員の3名を指名します。

ただいま指名されました3名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

開票を行います。

[開票・点検]

○議長（川越信男） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票数のうち

堀内貴志議員 6票

感王寺耕造議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、感王寺耕造議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました感王寺議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長挨拶

○議長（川越信男） 感王寺耕造議員の副議長の挨拶を許可いたします。

〔副議長感王寺耕造登壇〕

○副議長（感王寺耕造） まずもって、同僚議員の御支持を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

私は、以前より不偏不党、公明正大を旗印に議員活動をしてきたつもりでございます。市民の皆様の声をいかに議会として、議員として把握し、それを市政へと結びつけていくか、そういう所存でやってまいりました。これからも、一つ一つ議会の改革を進めながら、市民の皆様の真意がどこにあるのかをつかめるような形で議会改革を進めさせていただきたいと思っております。

また、川越議長を補佐するような形になりますが、共に一緒に頑張ってまいりますので、これからも議員一同の皆様、また職員一同の皆様、御指導いただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（川越信男） 以上で、副議長選挙を終了いたします。

△各常任委員・議会運営委員の選任について

○議長（川越信男） 日程第18、常任委員の選任について及び日程第19、議会運営委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、御参集願います。

午後2時13分休憩

午後2時45分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に川畑三郎議員、池山節夫議員、北方貞明議員、持留良一議員、堀内貴志議員、池田みすず議員、新原勇議員の以上7名を、

産業厚生常任委員に篠原静則議員、徳留邦治議員、感王寺耕造議員、川越信男議員、梅木勇議員、前田隆議員、森武一議員の以上7名を、

議会運営委員に川畑三郎議員、篠原静則議員、徳留邦治議員、池山節夫議員、北方貞明議員、森武一議員の以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時49分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（川越信男） 各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたし

ます。

総務文教委員長池山節夫議員、副委員長池田みすず議員、

産業厚生委員長梅木勇議員、副委員長前田隆議員、

議会運営委員長徳留邦治議員、副委員長北方貞明議員、以上でございます。

△桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任・国道整備促進特別委員会の委員の選任について

○議長（川越信男） 日程第20、桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について、日程21、国道整備促進特別委員会の委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、桜島火山活動対策特別委員会委員に篠原静則議員、北方貞明議員、持留良一議員、感王寺耕造議員、前田隆議員、池田みすず議員、新原勇議員の7名、

国道整備促進特別委員会委員に川畑三郎議員、徳留邦治議員、池山節夫議員、堀内貴志議員、梅木勇議員、森武一議員の6名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を桜島火山活動対策特別委員会委員に、6人を国道整備促進特別委員会委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

ただいま選任をいたしました各特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間にそれぞれの委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時53分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（川越信男） 桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

桜島火山活動対策特別委員会委員長に感王寺耕造議員、副委員長に新原勇議員、

国道整備促進特別委員会委員長に堀内貴志議員、副委員長に森武一議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（川越信男） 日程第22、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第18条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に池田みすず議員及び森武一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました池田みすず議員及び森武一議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました池田みすず議員及び森武一議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました池田みすず議員及び森武一議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会に付託されました案件は、全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和3年第2回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員